

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一
- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 二
- 東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 (産業人材対策課) 三
- 東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 三

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第三項中「又は納税者」を削る。

附則第八項中「附則第二十六項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 減免条例附則第二十四項の規定に該当する場合において、減免条例附則第二十九項に規定する事実を証する書面は、補助金又は交付金の交付決定通知書その他県税事務所長が指示する書面とする。

附則第七項中「附則第二十六項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六

項の次に次の一項を加える。

7 減免条例附則第二十四項に規定する知事が定める補助金又は交付金は、次に掲げるものとする。

- 一 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
 - 二 宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業補助金
 - 三 宮城県水産業共同利用施設(養殖等関連施設)復旧整備事業補助金
 - 四 宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金
 - 五 養殖業再生事業(六次産業化推進費)補助金
 - 六 宮城県東日本大震災農業生産対策交付金の交付を受けて市町村が交付する補助金又は交付金
- 別表様式第六十号の三の項及び様式第六十号の四の項中「附則第二十五項」を「附則第二十六項」に、同表様式第六十号の五の項中「附則第二十八項」を「附則第三十項」に、同表様式第六十一号の項中「附則第二十七項」を「附則第二十八項」に改め、別表様式第六十一号の二の項を次のように改める。

様式第六十一号の二 不動産取得税免除申請書 その一

その二

減免条例第九條 減免条例附則第二十九項

別表様式第六十二号の項中「附則第二十七項」を「附則第二十八項」に改める。

様式第六十一号の二中「様式第六1号の2」を「様式第六1号の2(その1)」に改め、同様式を様式第六十二号の二(その二)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第六十二号の二(その二)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第61号の2 (その2)

不動産取得税免除申請書				
不動産の概要	所在地		種類	取得年月日
	家屋番号	構造		
補助金等の概要	補助金等名称			
	交付年月日			
摘要				

上記のとおり、県税減免条例附則第24項の規定によって、不動産取得税の免除をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

申請者 住所

氏名 (名称)

印

様式第百十二号中「附則第24項」を「附則第25項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮城県県税条例施行規則附則第七項及び附則第十項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十三年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「ねこ」を「猫」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第五条中「ねこ」を「猫」に改める。

様式第一号中「ねこ」を「猫」に改める。

様式第二号中「ねこ」を「猫」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

様式第三号中「ねこ」を「猫」に改める。

様式第四号中「ねこ」を「猫」に、「愛玩」を「愛玩」に改める。

様式第十号中「動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項又は法」を「動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項(同法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)

又は同法」に、「前三条」を「第二十一条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「により、第二十四条第一項」の下に「(第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「次項」の下に「及び第四十一条の四」を、「法第二十四条第一項」の下に「法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

様式第十一号中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。